

令和4年12月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 68 号	宇治市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を制定するについて	宇治市職員の勤務時間に関する条例	1
		宇治市職員の退職手当に関する条例	3
		職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例	13
		職員の分限に関する条例	14
		宇治市職員の定年等に関する条例	16
		宇治市職員の育児休業等に関する条例	26
		公益的法人等への職員の派遣に関する条例	28
		宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	29
		宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	30

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第69号	宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の給与に関する条例	32
		宇治市職員の退職手当に関する条例	50
議案第70号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	51
議案第71号	宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	53
議案第72号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	56

宇治市職員の勤務時間に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条（略） (1週間の勤務時間)	第1条（略） (1週間の勤務時間)
第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間にについて <u>40時間</u> を超えない範囲内において、任命権者が定める。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、1週間当たり <u>40時間</u> を超えない範囲内において、任命権者が定める。	第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間にについて <u>38時間45分</u> を超えない範囲内において、任命権者が定める。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、1週間当たり <u>38時間45分</u> を超えない範囲内において、任命権者が定める。
2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」)という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 (週休日及び勤務時間の割振り)	2 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」)という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 (週休日及び勤務時間の割振り)
第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、 <u>再任用短時間勤務職員</u> については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。	第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。
2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。ただし、 <u>再任用短時間勤務職員</u> については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。	2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。ただし、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
第4条（略）	第4条（略）

宇治市職員の勤務時間に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員_____にあつては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性により、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員_____にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。</p>	<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性により、4週間ごとの期間につき8日(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。</p>
第5条～第9条 (略)	第5条～第9条 (略)

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (退職手当の支給)	第1条 (略) (退職手当の支給)
第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員で、 <u>一般会計及び各特別会計の議会の議決を経た歳出予算によつて給料が支給されるもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員又は同法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</u>	第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員で、 <u>常時勤務に服することを要するもの(</u> <u>以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</u>
第2条の2～第2条の5 (略) (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)	第2条の2～第2条の5 (略) (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)
第3条 (略) 2 11年未満の期間勤続し、定年等により退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)及び定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者をいう。以下同じ。)、その者の非違によることなく勅奨を受けて退職した者(任命権者が市長の承認を得た者に限る。以下同じ。)、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病(厚生年金	第3条 (略) 2 11年未満の期間勤続し、定年等により退職した者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)及び定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者をいう。以下同じ。)、その者の非違によることなく勅奨を受けて退職した者(任命権者が市長の承認を得た者に限る。以下同じ。)、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病(厚生年金

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。)により退職した者又は公務外の死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間に応じ、別表の第2号の欄に定める支給率を乗じて得た額とする。	保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。)により退職した者又は公務外の死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間に応じ、別表の第2号の欄に定める支給率を乗じて得た額とする。
3 (略)	3 (略)
第4条～第5条の3 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)	第4条～第5条の3 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)
第5条の4 第5条第1項に規定する者若しくは同条第2項に規定する者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に限る。)又は第5条の2に規定する者のうち、定年に達する日から6月前(<u>第5条の2</u> に規定する者にあつては、定年に達する日以後の最初の3月31日から1年前)までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から <u>10年</u> を減じた年齢以上であるものに対するこれらの規定及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第5条の4 第5条第1項に規定する者若しくは同条第2項に規定する者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に限る。)又は第5条の2に規定する者のうち、定年に達する日から6月前(<u>同条</u> に規定する者にあつては、定年に達する日以後の最初の3月31日から1年前)までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から <u>15年</u> を減じた年齢以上であるものに対するこれらの規定及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
(略)	(略)
第6条～第9条 (略)	第6条～第9条 (略)

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている<u>勤続期間以上</u>勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が<u>18日</u> 以上ある月が1月 以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3~17 (略)</p> <p>第11条~第13条 (略)</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている<u>勤続時間以上</u>勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が<u>18日(1月間の日数(宇治市の休日を定める条例(平成2年宇治市条例第28号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上</u>ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3~17 (略)</p> <p>第11条~第13条 (略)</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2~6 (略)</p>	<p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2~6 (略)</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2~6 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条_____において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条_____において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがで</p>	<p>2~6 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この項から第6項までにおいて「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがで</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>きる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する宇治市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の</p>	<p>きる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する宇治市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には_____、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に係り<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に係り<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>人に対し、当該退職した者が当該行為に<u>関し再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6~8 (略)</p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1~12 (略)</p> <p>13 給与条例附則第22項に規定する職員に係る同項に規定する期間における第2条の5に規定する職員の給料の月額は、同項の規定にかかわらず、給与条例第3条から第4条まで及び第7条の規定により定められる額とする。</p> <p>14 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>人に対し、当該退職した者が当該行為に<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6~8 (略)</p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1~12 (略)</p> <p>13 給与条例附則第22項に規定する職員に係る同項に規定する期間における第2条の5に規定する職員の給料の月額は、同項の規定にかかわらず、給与条例第3条、<u>第4条</u> 及び第7条の規定により定められる額とする。</p> <p>14 (略)</p> <p>15 <u>当分の間、第4条の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。)</u>に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「及び次条から第5条の2まで」とあるのは、「、次条から第5条の2まで及び附則第14項」とする。</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>16 当分の間、第5条第2項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「及び次条から第5条の2まで」とあるのは、「、次条から第5条の2まで及び附則第15項」とする。</u></p>
(新設)	<p><u>17 給与条例附則第26項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>18 当分の間、第5条第1項及び第2項並びに第5条の2に規定する者に対する第5条の4の規定の適用については、同条中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」と、「15年」とあるのは「10年」と、同条の表中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。</u></p>

職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条・第2条 (略) (減給の効果)	第1条・第2条 (略) (減給の効果)
第3条 減給は、 <u>給料の額</u> 及びこれに対する地域手当の額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、給料に相当する報酬の月額、日額又は時間額及びこれらに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額)の <u>10分の1以下</u> を減ずるものとする。	第3条 減給は、 <u>発令の日に受ける給料の額</u> 及びこれに対する地域手当の額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、給料に相当する報酬の月額、日額又は時間額及びこれらに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額。 <u>以下同じ。)</u> の <u>10分の1以下</u> を減ずるものとする。 <u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>
2 (略)	2 (略)
第4条・第5条 (略)	第4条・第5条 (略)

職員の分限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(降給の種類)</p> <p>第4条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)第3条第1項に規定する給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(降格の事由)</p> <p>第5条 任命権者は、次の</p> <hr/> <p>各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(降給の種類)</p> <p>第4条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)第3条第1項に規定する給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。)とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第5条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
第6条～第14条 (略)	第6条～第14条 (略)

職員の分限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
附 則 1・2 (略) (新設)	附 則 1・2 (略) 3 <u>宇治市職員の給与に関する条例附則第26項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに宇治市職員の給与に関する条例附則第26項の規定による降給とする」とする。</u> 4 <u>第7条第2項の規定は、宇治市職員の給与に関する条例附則第26項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</u>

宇治市職員の定年等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<u>目次</u> <p><u>第1章 総則(第1条)</u> <u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</u> <u>第5章 雜則(第13条)</u></p> <u>附則</u> <p><u>第1章 総則</u> <u>(趣旨)</u></p>
(新設) (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
(新設) 第2条 (略) (定年) 第3条 職員の定年は、年齢 <u>60年</u> とする。 (定年による退職の特例) 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべき	<p><u>第2章 定年制度</u></p> <p><u>第2条 (略)</u> <u>(定年)</u></p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 <u>(定年による退職の特例)</u></p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべき</p>

宇治市職員の定年等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>こととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めると きは、その職員に_____係る定年退職日の翌日か ら起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に 従事させるため引き続いて 勤務させ ることができる。</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるた め、その職員の退職により公務 _____の運営に著しい支障が生ずるとき。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、 その職員の退職による 欠員を容易に補充することができない とき。 (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害とな る特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著し</p>	<p>こととなる場合において、次に掲げる事由がある _____と認めると きは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日か ら起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退 職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させ ることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規 定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1 項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員 であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。 以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9 条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつ て、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るもの とし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間 の末日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるた め、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができ ず公務の運営に著しい支障が生ずること。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、 当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公 務の運営に著しい支障が生ずること。 (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害とな る特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著し</p>

宇治市職員の定年等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>い支障が生ずるとき。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の理由</u>が引き続き存すると認めることは、市長の承認を得て、<u>1年</u>を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日</u>から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項</u>の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の理由が存しなくなつた</u>と認めるとときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p>	<p>い支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きある</u>と認めることは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)</u>の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつた</u>と認めるとときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする</u>。</p> <p>5 <u>前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。</u></p>
(新設)	第5条 (略)
第5条 (略)	第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)
(新設)	

宇治市職員の定年等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)第21条に規定する職とする。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p>
(新設)	<p><u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p><u>(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)</u></p>
(新設)	<p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。</u></p> <p><u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職の</u></p>

宇治市職員の定年等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>うちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p>

宇治市職員の定年等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が</p>

宇治市職員の定年等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)</u></p> <p><u>に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職</u></p>

宇治市職員の定年等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p>員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</p> <p>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</p> <p><u>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</p>
(新設)	<p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p>
(新設)	<p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤</u></p>

宇治市職員の定年等に関する条例新旧対照表

現行	改正案								
<p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の<u>施行について</u>必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>第5章 雜則</u></p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の<u>実施に関し</u>必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

宇治市職員の定年等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p>4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略) (新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2条の2～第7条 (略) (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第7条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)を除く。)とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 労働基準法第67条に規定する育児時間に相当する育児に関する休暇 (以下「<u>育児時間</u>」という。)を承認されている職員又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法</p>	<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>宇治市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第2条の2～第7条 (略) (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第7条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。)を除く。)とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 労働基準法第67条に規定する育児時間に相当する育児に関する休暇 (以下「<u>育児時間</u>」という。)を承認されている職員又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法</p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定する介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員 <u>再任用短時間勤務職員</u> を除く。以下この条において同じ。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定する介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員(<u>短時間勤務職員</u> を除く。以下この条において同じ。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3 (略)	3 (略)
第9条～第12条 (略)	第9条～第12条 (略)

公益的法人等への職員の派遣に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (職員の派遣)	第1条 (略) (職員の派遣)
第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる者とする。 (1)～(3) (略) (新設)	第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる者とする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 宇治市職員の定年等に関する条例(昭和59年宇治市条例第51号)第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> 3 (略)
第3条～第9条 (略)	第3条～第9条 (略)

宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略) (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員及び非常勤職員(同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員及び非常勤職員(同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の宇治市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の宇治市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の3までの規定により計算した額(当該勤務期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務外の傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として同条の規定により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(当該勤続期間が42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び当該勤続期間が37年以上42年以下の者で公務外の傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、<u>新条例</u> 第2条の3から第5条の4まで、第6条の3及び第6条の4の規定により計算し</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の宇治市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の宇治市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の3までの規定により計算した額(当該勤務期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務外の傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として同条の規定により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(当該勤続期間が42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び当該勤続期間が37年以上42年以下の者で公務外の傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、<u>宇治市職員の退職手当に関する条例</u> 第2条の3から第5条の4まで、第6条の3及び第6条の4の規定により計算し</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
た退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。	た退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
2 (略)	2 (略)
第3条～第8条 (略)	第3条～第8条 (略)

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
第1条～第3条の2 (略) (採用並びに昇格及び昇給の基準)	第1条～第3条の2 (略) (採用並びに昇格及び昇給の基準)
第4条 (略)	第4条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 <u>55歳に達する日以後最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(職務の級が7級以上である職員にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</u>	5 <u>55歳に達する日以後最初の3月31日を超えて在職する職員の第3項の規定による昇給は、当該職員が同項に規定する期間の全部を極めて良好又は特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、この場合における昇給の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて、規則で定める基準に従い決定するものとする。</u>
6～8 (略)	6～8 (略)
第5条～第9条の2 (略) (住居手当)	第5条～第9条の2 (略) (住居手当)
第9条の3 自ら居住するため住宅(賃間を含む。次項において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員には、月額 <u>27,000円</u> を超えない範囲内で規則で定める額を住居手当として支給する。	第9条の3 自ら居住するため住宅(賃間を含む。次項において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員には、月額 <u>30,000円</u> を超えない範囲内で規則で定める額を住居手当として支給する。
2～4 (略)	2～4 (略)
第10条～第27条 (略)	第10条～第27条 (略)

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行									改正案										
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額			号給	給料月額												
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	
	1	147,800	197,800	234,300	267,400	293,300	323,200	367,500	413,200		1	147,800	197,800	234,300	267,400	293,300	323,200	367,500	413,200
	2	148,900	199,700	235,900	269,200	295,600	325,400	370,100	415,700		2	148,900	199,700	235,900	269,200	295,600	325,400	370,100	415,700
	3	150,100	201,500	237,400	271,100	297,700	327,800	372,500	418,200		3	150,100	201,500	237,400	271,100	297,700	327,800	372,500	418,200
	4	151,300	203,300	239,100	273,200	299,700	330,000	375,200	420,600		4	151,300	203,300	239,100	273,200	299,700	330,000	375,200	420,600
	5	152,400	204,800	240,500	274,900	301,600	332,200	377,100	422,500		5	152,400	204,800	240,500	274,900	301,600	332,200	377,100	422,500
	6	153,500	206,600	242,200	276,800	303,800	334,200	379,600	424,900		6	153,500	206,600	242,200	276,800	303,800	334,200	379,600	424,900
	7	154,600	208,500	243,700	278,600	306,000	336,500	381,900	427,000		7	154,600	208,500	243,700	278,600	306,000	336,500	381,900	427,000
	8	155,700	210,300	245,300	280,700	308,000	338,700	384,500	429,200		8	155,700	210,300	245,300	280,700	308,000	338,700	384,500	429,200
	9	156,700	211,900	246,400	282,700	309,900	340,600	386,900	431,300		9	156,700	211,900	246,400	282,700	309,900	340,600	386,900	431,300
	10	158,100	213,700	248,000	284,700	312,300	342,900	389,600	433,400		10	158,100	213,700	248,000	284,700	312,300	342,900	389,600	433,400
	11	159,500	215,600	249,600	286,700	314,500	344,900	392,300	435,500		11	159,500	215,600	249,600	286,700	314,500	344,900	392,300	435,500
	12	160,800	217,400	250,900	288,600	316,800	347,100	395,000	437,600		12	160,800	217,400	250,900	288,600	316,800	347,100	395,000	437,600
	13	162,000	218,800	252,400	290,600	319,000	348,900	397,400	439,400		13	162,000	218,800	252,400	290,600	319,000	348,900	397,400	439,400
	14	163,500	220,600	253,800	292,500	321,100	351,000	399,800	441,200		14	163,500	220,600	253,800	292,500	321,100	351,000	399,800	441,200
	15	165,000	222,300	255,200	294,500	323,300	353,000	402,000	443,200		15	165,000	222,300	255,200	294,500	323,300	353,000	402,000	443,200
	16	166,600	224,200	256,600	296,300	325,400	355,000	404,400	445,200		16	166,600	224,200	256,600	296,300	325,400	355,000	404,400	445,200
	17	167,900	225,900	258,100	298,100	327,400	356,700	406,200	447,200		17	167,900	225,900	258,100	298,100	327,400	356,700	406,200	447,200
	18	169,400	227,600	259,600	300,100	329,400	358,800	408,300	449,000		18	169,400	227,600	259,600	300,100	329,400	358,800	408,300	449,000
	19	170,900	229,200	261,300	302,300	331,400	360,600	410,200	450,800		19	170,900	229,200	261,300	302,300	331,400	360,600	410,200	450,800
	20	172,400	230,800	263,200	304,300	333,400	362,500	412,000	452,500		20	172,400	230,800	263,200	304,300	333,400	362,500	412,000	452,500
	21	173,700	232,300	264,800	306,200	335,200	364,400	413,900	454,300		21	173,700	232,300	264,800	306,200	335,200	364,400	413,900	454,300

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行												改正案												
22	176,500	234,000	266,600	308,300	337,300	366,300	415,800	455,900				22	176,500	234,000	266,600	308,300	337,300	366,300	415,800	455,900				
23	179,100	235,600	268,200	310,400	339,300	368,400	417,600	457,300				23	179,100	235,600	268,200	310,400	339,300	368,400	417,600	457,300				
24	181,700	237,200	269,800	312,500	341,400	370,300	419,500	458,800				24	181,700	237,200	269,800	312,500	341,400	370,300	419,500	458,800				
25	184,400	238,200	271,800	314,200	342,900	372,300	421,300	460,200				25	184,400	238,200	271,800	314,200	342,900	372,300	421,300	460,200				
26	186,100	239,800	273,600	316,300	344,800	374,200	422,800	461,500				26	186,100	239,800	273,600	316,300	344,800	374,200	422,800	461,500				
27	187,700	241,200	275,300	318,400	346,700	376,300	424,400	462,800				27	187,700	241,200	275,300	318,400	346,700	376,300	424,400	462,800				
28	189,400	242,400	277,000	320,400	348,600	378,300	426,000	464,100				28	189,400	242,400	277,000	320,400	348,600	378,300	426,000	464,100				
29	191,000	243,600	278,800	322,100	350,200	379,800	427,600	465,100				29	191,000	243,600	278,800	322,100	350,200	379,800	427,600	465,100				
30	192,700	244,800	280,500	324,100	352,200	381,600	428,900	465,800				30	192,700	244,800	280,500	324,100	352,200	381,600	428,900	465,800				
31	194,500	245,800	282,300	326,300	354,100	383,500	430,200	466,600				31	194,500	245,800	282,300	326,300	354,100	383,500	430,200	466,600				
32	196,200	247,100	283,800	328,400	355,900	385,100	431,500	467,300				32	196,200	247,100	283,800	328,400	355,900	385,100	431,500	467,300				
33	197,800	248,400	285,300	329,600	357,800	386,900	432,700	468,000				33	197,800	248,400	285,300	329,600	357,800	386,900	432,700	468,000				
34	199,300	249,400	287,300	331,600	359,700	388,300	434,000	468,800				34	199,300	249,400	287,300	331,600	359,700	388,300	434,000	468,800				
35	200,800	250,600	289,100	333,500	361,500	389,800	435,300	469,500				35	200,800	250,600	289,100	333,500	361,500	389,800	435,300	469,500				
36	202,300	251,900	291,000	335,700	363,200	391,500	436,500	470,100				36	202,300	251,900	291,000	335,700	363,200	391,500	436,500	470,100				
37	203,600	252,800	292,600	337,600	364,600	392,900	437,700	470,600				37	203,600	252,800	292,600	337,600	364,600	392,900	437,700	470,600				
38	204,900	254,200	294,400	339,500	365,900	394,100	438,500	471,300				38	204,900	254,200	294,400	339,500	365,900	394,100	438,500	471,300				
39	206,100	255,500	296,200	341,500	367,400	395,300	439,400	471,900				39	206,100	255,500	296,200	341,500	367,400	395,300	439,400	471,900				
40	207,500	256,800	298,000	343,500	368,800	396,400	440,200	472,500				40	207,500	256,800	298,000	343,500	368,800	396,400	440,200	472,500				
41	208,800	258,200	299,500	345,400	370,100	397,500	440,800	473,000				41	208,800	258,200	299,500	345,400	370,100	397,500	440,800	473,000				
42	210,100	259,600	301,200	347,300	371,000	398,800	441,500	473,500				42	210,100	259,600	301,200	347,300	371,000	398,800	441,500	473,500				
43	211,400	260,800	302,800	349,100	372,100	400,000	442,200	473,900				43	211,400	260,800	302,800	349,100	372,100	400,000	442,200	473,900				
44	212,700	262,000	304,400	351,100	373,200	401,100	442,900	474,200				44	212,700	262,000	304,400	351,100	373,200	401,100	442,900	474,200				
45	213,800	263,300	306,000	352,600	374,000	401,800	443,700	474,500				45	213,800	263,300	306,000	352,600	374,000	401,800	443,700	474,500				
46	215,200	264,500	307,700	354,000	375,000	402,500	444,500	475,000				46	215,200	264,500	307,700	354,000	375,000	402,500	444,500					
47	216,500	265,800	309,300	355,500	375,900	403,200	444,900	475,400				47	216,500	265,800	309,300	355,500	375,900	403,200	444,900					
48	217,800	266,900	311,100	357,000	376,800	403,900	445,600	475,700				48	217,800	266,900	311,100	357,000	376,800	403,900	445,600					

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行										改正案									
49	218,900	268,000	312,000	358,700	377,700	404,500	446,100	476,000		49	218,900	268,000	312,000	358,700	377,700	404,500	446,100		
50	220,000	269,100	313,500	359,500	378,500	405,100	446,500	476,500		50	220,000	269,100	313,500	359,500	378,500	405,100	446,500		
51	221,000	270,500	315,000	360,700	379,300	405,600	446,900	476,900		51	221,000	270,500	315,000	360,700	379,300	405,600	446,900		
52	222,100	271,800	316,600	361,700	380,100	406,000	447,400	477,200		52	222,100	271,800	316,600	361,700	380,100	406,000	447,400		
53	223,300	272,800	318,300	362,600	380,800	406,400	447,800	477,500		53	223,300	272,800	318,300	362,600	380,800	406,400	447,800		
54	224,300	273,900	319,900	363,700	381,500	406,700	448,200	478,000		54	224,300	273,900	319,900	363,700	381,500	406,700	448,200		
55	225,200	275,200	321,500	364,600	382,200	407,100	448,600	478,400		55	225,200	275,200	321,500	364,600	382,200	407,100	448,600		
56	226,200	276,500	323,000	365,700	383,000	407,400	448,900	478,700		56	226,200	276,500	323,000	365,700	383,000	407,400	448,900		
57	226,500	277,400	324,500	366,700	383,500	407,700	449,200	479,000		57	226,500	277,400	324,500	366,700	383,500	407,700	449,200		
58	227,300	278,500	325,700	367,400	384,100	408,000	449,600	479,500		58	227,300	278,500	325,700	367,400	384,100	408,000	449,600		
59	228,100	279,400	327,000	368,100	384,700	408,300	449,900	479,900		59	228,100	279,400	327,000	368,100	384,700	408,300	449,900		
60	228,800	280,500	328,200	368,800	385,400	408,600	450,200	480,200		60	228,800	280,500	328,200	368,800	385,400	408,600	450,200		
61	229,500	281,600	328,900	369,200	385,800	408,900	450,500	480,500		61	229,500	281,600	328,900	369,200	385,800	408,900	450,500		
62	230,500	282,600	329,800	369,800	386,500	409,200	450,900	481,000		62	230,500	282,600	329,800	369,800	386,500	409,200			
63	231,400	283,500	330,600	370,500	387,100	409,500	451,200	481,400		63	231,400	283,500	330,600	370,500	387,100	409,500			
64	232,200	284,500	331,400	371,200	387,700	409,800	451,500	481,700		64	232,200	284,500	331,400	371,200	387,700	409,800			
65	232,900	285,000	332,300	371,500	388,100	410,100	451,800	482,000		65	232,900	285,000	332,300	371,500	388,100	410,100			
66	233,700	285,900	332,700	372,200	388,700	410,400	452,200			66	233,700	285,900	332,700	372,200	388,700	410,400			
67	234,600	286,700	333,400	372,900	389,300	410,700	452,500			67	234,600	286,700	333,400	372,900	389,300	410,700			
68	235,600	287,600	334,200	373,600	389,900	411,000	452,800			68	235,600	287,600	334,200	373,600	389,900	411,000			
69	236,300	288,600	335,100	373,900	390,300	411,200	453,100			69	236,300	288,600	335,100	373,900	390,300	411,200			
70	236,900	289,400	335,800	374,500	390,900	411,500	453,500			70	236,900	289,400	335,800	374,500	390,900	411,500			
71	237,400	290,200	336,500	375,300	391,400	411,800	453,800			71	237,400	290,200	336,500	375,300	391,400	411,800			
72	238,100	291,000	337,200	375,900	392,000	412,100	454,100			72	238,100	291,000	337,200	375,900	392,000	412,100			
73	239,000	291,800	337,700	376,200	392,300	412,300	454,400			73	239,000	291,800	337,700	376,200	392,300	412,300			
74	239,600	292,300	338,300	376,800	392,700	412,600	454,800			74	239,600	292,300	338,300	376,800	392,700	412,600			
75	240,200	292,700	338,800	377,500	393,100	412,900	455,100			75	240,200	292,700	338,800	377,500	393,100	412,900			

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行											改正案										
	76	240,700	293,200	339,400	378,100	393,500	413,100	455,400			76	240,700	293,200	339,400	378,100	393,500	413,100				
	77	241,400	293,400	339,700	378,500	393,800	413,300	455,700			77	241,400	293,400	339,700	378,500	393,800	413,300				
	78	242,100	293,700	340,200	379,000	394,100	413,600				78	242,100	293,700	340,200	379,000	394,100	413,600				
	79	242,800	293,900	340,600	379,600	394,400	413,900				79	242,800	293,900	340,600	379,600	394,400	413,900				
	80	243,300	294,400	341,100	380,100	394,700	414,100				80	243,300	294,400	341,100	380,100	394,700	414,100				
	81	243,800	294,600	341,500	380,600	394,900	414,300				81	243,800	294,600	341,500	380,600	394,900	414,300				
	82	244,500	294,800	342,000	381,200	395,200	414,600				82	244,500	294,800	342,000	381,200	395,200	414,600				
	83	245,200	295,200	342,600	381,700	395,500	415,000				83	245,200	295,200	342,600	381,700	395,500	415,000				
	84	246,000	295,500	343,100	382,000	395,700	415,200				84	246,000	295,500	343,100	382,000	395,700	415,200				
	85	246,600	295,800	343,400	382,400	395,900	415,400				85	246,600	295,800	343,400	382,400	395,900	415,400				
	86	247,300	296,100	343,800	383,000	396,200	415,700				86	247,300	296,100	343,800	383,000	396,200					
	87	248,000	296,400	344,300	383,400	396,500	416,000				87	248,000	296,400	344,300	383,400	396,500					
	88	248,700	296,800	344,700	383,800	396,700	416,200				88	248,700	296,800	344,700	383,800	396,700					
	89	249,200	297,100	345,000	384,200	396,900	416,400				89	249,200	297,100	345,000	384,200	396,900					
	90	249,700	297,500	345,400	384,700	397,200	416,700				90	249,700	297,500	345,400	384,700	397,200					
	91	250,000	297,800	345,900	385,100	397,500	417,000				91	250,000	297,800	345,900	385,100	397,500					
	92	250,400	298,200	346,300	385,500	397,700	417,200				92	250,400	298,200	346,300	385,500	397,700					
	93	250,700	298,400	346,500	385,800	397,900	417,400				93	250,700	298,400	346,500	385,800	397,900					
	94		298,600	346,900	386,300	398,200	417,700				94		298,600	346,900	386,300						
	95		298,900	347,400	386,700	398,500	418,000				95		298,900	347,400	386,700						
	96		299,300	347,800	387,100	398,700	418,200				96		299,300	347,800	387,100						
	97		299,500	348,000	387,400	398,900	418,400				97		299,500	348,000	387,400						
	98		299,800	348,400	387,900	399,200	418,700				98		299,800	348,400	387,900						
	99		300,200	348,800	388,300	399,500	419,000				99		300,200	348,800	388,300						
	100		300,600	349,100	388,700	399,700	419,200				100		300,600	349,100	388,700						
	101		300,800	349,400	389,000	399,900	419,400				101		300,800	349,400	389,000						
	102		301,100	349,800	389,500	400,200	419,700				102		301,100	349,800							

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行										改正案										
	103		301,500	350,200	389,900	400,500	420,000				103		301,500	350,200						
	104		301,800	350,700	390,300	400,700	420,200				104		301,800	350,700						
	105		302,000	351,200	390,600	400,900	420,400				105		302,000	351,200						
	106		302,400	351,600	391,100	401,200					106		302,400	351,600						
	107		302,800	352,000	391,500	401,500					107		302,800	352,000						
	108		303,100	352,400	391,900	401,700					108		303,100	352,400						
	109		303,300	352,900	392,200	401,900					109		303,300	352,900						
	110		303,700	353,300	392,700	402,200					110		303,700	353,300						
	111		304,100	353,600	393,100	402,500					111		304,100	353,600						
	112		304,400	353,900	393,500	402,700					112		304,400	353,900						
	113		304,600	354,400	393,800	402,900					113		304,600	354,400						
	114		304,800		394,300	403,200					114		304,800							
	115		305,100		394,700	403,500					115		305,100							
	116		305,500		395,100	403,700					116		305,500							
	117		305,700		395,400	403,900					117		305,700							
	118		305,900		395,900						118		305,900							
	119		306,200		396,300						119		306,200							
	120		306,500		396,700						120		306,500							
	121		306,900		397,000						121		306,900							
	122		307,100		397,500						122		307,100							
	123		307,400		397,900						123		307,400							
	124		307,700		398,300						124		307,700							
	125		308,000		398,600						125		308,000							
再任用職員		190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800		再任用職員		190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行		改正案	
別表第2(第3条、第4条、第17条関係)		別表第2(第3条、第4条、第17条関係)	
職務の級	級別代表職務	職務の級	級別代表職務
1級～4級	(略)	1級～4級	(略)
5級	(1) 課長補佐、困難な業務を処理する係長、困難な業務を処理する主査又は特に困難な業務を処理する主任の職務 (2) (略)	5級	(1) 課長補佐、困難な業務を処理する係長又は困難な業務を処理する主査_____の職務 (2) (略)
6級～8級	(略)	6級～8級	(略)

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
第1条～第2条 (略) (給料表)	第1条～第2条 (略) (給料表)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、規則で指定する職務の級に応じた額とする。	4 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、規則で指定する職務の級に応じた額に、宇治市職員の勤務時間に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (削る。)
第3条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、宇治市職員の勤務時間に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	
第4条～第9条 (略) (通勤手当)	第4条～第9条 (略) (通勤手当)
第10条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。	第10条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(<u>その者</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p>	<p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この条において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(<u>当該職員</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき55,000円を限度として、それぞれ次に定める額。ただし、 <u>再任用短時間勤務職員</u> にあつては、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して、それらの額の範囲内において規則で定める額 ア～エ (略)	(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき55,000円を限度として、それぞれ次に定める額。ただし、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して、それらの額の範囲内において規則で定める額 ア～エ (略)
(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、 <u>その者</u> の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額	(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、 <u>当該職員</u> の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額
第10条の2～第12条の2 (略) (時間外勤務手当)	第10条の2～第12条の2 (略) (時間外勤務手当)
第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した	第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1)・(2) (略)	割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1)・(2) (略)
2 <u>再任用短時間勤務職員</u> が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。	2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
3 (略)	3 (略)
4 正規の勤務時間以外の時間又は休日における正規の勤務時間に勤務することを命ぜられることにより勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した正規の勤務時間以外の時間に対して、第1項 <u>(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u> の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。	4 正規の勤務時間以外の時間又は休日における正規の勤務時間に勤務することを命ぜられることにより勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した正規の勤務時間以外の時間に対して、第1項_____の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
5 時間外勤務等代休時間(宇治市職員の勤務時間に関する条例第6条第1項に規定する時間外勤務等代休時間をいう。以下同じ。)を指定された場合において、当該時間外勤務等代休時間に職員が勤務しなかつたと	5 時間外勤務等代休時間(宇治市職員の勤務時間に関する条例第6条第1項に規定する時間外勤務等代休時間をいう。以下同じ。)を指定された場合において、当該時間外勤務等代休時間に職員が勤務しなかつたと

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>きは、前項に規定する60時間を超えて勤務した正規の勤務時間以外の時間のうち当該時間外勤務等代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第14条～第16条の2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 別表第2に定める職務の級が3級である職員で市長が定めるもの及び4</p>	<p>きは、前項に規定する60時間を超えて勤務した正規の勤務時間以外の時間のうち当該時間外勤務等代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第14条～第16条の2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 別表第2に定める職務の級が3級である職員で市長が定めるもの及び4</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に<u>給料月額</u>に100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>第17条の2・第17条の3 (略) (勤勉手当)</p> <p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者</u>の基準日以前における直近の人事評価及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれの基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員 当該</p>	<p>級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に<u>給料の月額</u>に100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>第17条の2・第17条の3 (略) (勤勉手当)</p> <p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれの基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3~5 (略) 第18条~第25条の2 (略) (<u>再任用職員</u>についての適用除外) 第25条の3 第8条、第9条、第9条の3及び第23条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>第26条・第27条 (略) 附 則 1~21 (略)</p> <p>22 職務の級が6級から8級までである職員(管理職員に限る。)の給料月額は、平成30年4月1日から当分の間、<u>第3条から第4条までの規定</u>により定められる給料月額から、当該給料月額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未</p>	<p>職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3~5 (略) 第18条~第25条の2 (略) (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外) 第25条の3 第4条第2項から第8項まで、<u>第8条、第9条、第9条の3及び第23条の規定</u>は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>第26条・第27条 (略) 附 則 1~21 (略)</p> <p>22 職務の級が6級から8級までである職員(管理職員に限る。)の給料月額は、平成30年4月1日から当分の間、<u>第3条及び第4条</u>の規定により定められる給料月額から、当該給料月額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>23～25 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>23～25 (略)</p> <p><u>26 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第28項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上10円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</u></p> <p><u>27 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(法第</u></p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
(新設)	<p><u>28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p><u>28 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第30項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>
(新設)	<p><u>29 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p>
(新設)	<p><u>30 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第26項</u></p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
(新設)	<p>の規定の適用を受ける職員に限り、附則第28項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>31 附則第28項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第26項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>32 附則第28項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第5項(第17条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第17条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料の額との合計額」とする。</p>
(新設)	

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行									改正案										
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額			号給	給料月額												
再任用職員以外	(略)									定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)								
再任用職員		190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額							
		190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800			190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800

別表第 2 (略)

別表第 2 (略)

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
附 則 1~13 (略) (新設)	附 則 1~13 (略) <u>14 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年宇治市条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に係る第2条の5の規定の適用については、同条中「職員の給料の月額」とあるのは、「職員の給料の月額と令和4年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。</u>

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(1)～(13) (略)			
(14) 投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u> _____ _____ _____ _____	(14) 投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u> 。ただし、投票所の投票時間内に交替する場合は、 <u>12,800円</u> にその者の職務時間数を当該投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
(15) 期日前投票所の投票管理者	同 <u>11,300円</u> _____ _____ _____ _____	(15) 期日前投票所の投票管理者	同 <u>11,300円</u> 。ただし、期日前投票所の投票時間内に交替する場合は、 <u>11,300円</u> にその者の職務時間数を当該期日前投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
(16)・(17) (略)		(16)・(17) (略)	
(18) 投票所の投票立会人	同 <u>10,900円</u> _____ _____	(18) 投票所の投票立会人	同 <u>10,900円</u> 。ただし、投票所の投票時間内に交替する場合は、 <u>10,900円</u> にその者の立会時間数を当該投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(19) 期日前投票所の投票 立会人	た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) (19) 期日前投票所の投票 立会人
(20)～(36) (略)	同 9,600円。 同 9,600円。ただし、期日前投票所の投票時間内に交替する場合は、9,600円にその者の立会時間数を当該期日前投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) (20)～(36) (略)
備考 (略)	備考 (略)

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略) (選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 宇治市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の</p>	<p>第1条～第3条 (略) (選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 宇治市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の</p>

宇治市議会議員及び宇治市長の選舉における選舉運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>代金(当該選舉運動用自動車(これに代わり使用される他の選舉運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選舉の期日の前日までの日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>代金(当該選舉運動用自動車(これに代わり使用される他の選舉運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選舉の期日の前日までの日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p>
<p>第5条 (略)</p> <p>(選舉運動用ビラの作成の公費負担)</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>(選舉運動用ビラの作成の公費負担)</p>
<p>第6条 候補者は、選舉運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選舉運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選舉運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>第6条 候補者は、選舉運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選舉運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選舉運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>
<p>第7条 (略)</p> <p>(選舉運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手續)</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>(選舉運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手續)</p>

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第8条 宇治市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p> <p>第9条 候補者は、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価の限度額(<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)をいう。以下同じ。)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第10条～第12条 (略)</p>	<p>第8条 宇治市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p> <p>第9条 候補者は、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価の限度額(<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)をいう。以下同じ。)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第10条～第12条 (略)</p>

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (給与の種類)	第1条 (略) (給与の種類)
第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 (略)	第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 (略)
第3条～第18条 (略) (再任用職員についての適用除外)	第3条～第18条 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)
第19条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法 <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項</u> 若しくは <u>第2項</u> の規定により採用された職員には適用しない。	第19条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法 <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> の規定により採用された職員には適用しない。
第20条 (略)	第20条 (略)